

秋田県南地区防火管理講習運営委員会

この講習は、消防法施行令第3条第1項第1号の規定に基づく、甲種防火管理新規講習です。

1. 講習日時、受付期間、場所 ※講習会場案内図が裏面にあります。

	講習年月日	受付期間
1	令和3年11月16日(火)～17日(水)	令和3年9月21日(火)～30日(木)
2	令和3年11月18日(木)～19日(金)	令和3年10月1日(金)～11日(月)

【会場】平鹿生涯学習センター（横手市平鹿町浅舞字覚町後140）

講習時間は、午前10時から午後4時30分までです。

（受付は午前9時10分から9時50分までです。係員に受講票を提示してください。）

2. 受講対象者

防火対象物において、防火管理業務を行おうとする者で、防火管理上必要な業務を適切に遂行することができる管理的、監督的な地位にある者及び防火管理業務の補佐をする者。

3. 受講手続

◎受講申込

※ 定員になり次第、締め切ります。（定員1開催80名、2開催で160名）

※ 申込書は最寄りの消防署・分署にあります。

※ 申込書に払込受付証明書と裏面に顔写真を貼付の上、最寄りの消防本部・消防署・分署へ提出してください。

※ 顔写真は本人確認のために必要ですので、鮮明な画像であれば、大きさは問いません。

◎受講料 5,000円（テキスト代など）

受講料は専用の振込用紙を使い、最寄りの郵便局・銀行からご送金ください。

（振込み手数料はご負担願います。）

振込用紙の一番右の「防火管理者講習受講申込書添付用」を受講申込書の所定の欄に糊付けしてください。

インターネットバンキングの利用については、金融機関によって形態が異なり、確認が困難なため不可とさせていただきます。

4. 受講科目

- | | |
|-------------------------|----------------------|
| (1) 防火管理の重要性 | (6) 自衛消防の組織と活動 |
| (2) 防火管理制度の概要 | (7) 消防用設備等の維持管理と操作要領 |
| (3) 火気管理 | (8) 防火管理の進め方と消防計画 |
| (4) 消防用設備等の概要と点検の必要性 | (9) 効果測定 |
| (5) 点検体制の確立の必要性と日常点検の要点 | |

5. 注意事項

- 2日間全科目とも受講しないと資格は取得できません。また、遅刻、早退など欠講時間があっても資格は取得できません。
- 筆記用具、昼食は各自準備してください。
- 受講中の電話の取り次ぎはできません。
- 受講者の都合により受講できない場合、納入された受講料は返却しません。

問い合わせ先	大曲仙北広域市町村圏組合消防本部予防課	TEL 0187-63-0316
	横手市消防本部予防課	TEL 0182-32-1218
	湯沢雄勝広域市町村圏組合消防本部予防課	TEL 0183-73-3168



新型コロナウイルス感染症への対策

- (1) 受講定員を減員しソーシャルディスタンスを確保して、机及び椅子を配置します。
- (2) 受講日の朝に検温を実施し、発熱がある場合又は咳、倦怠感等の症状がある場合は受講の自粛をお願いします。
- (3) 2週間以内に、海外渡航歴又は国外居住者と濃厚接触歴のある方及び新型コロナウイルス感染症の陽性確定者と接触歴のある方は受講の自粛をお願いします。
- (4) 受付にて非接触体温計で検温を実施します。その際、37.5℃以上の発熱がある場合は受講をご遠慮ください。
- (5) 受講時はマスクを着用し、私語は禁止とします。
- (6) 手洗いの励行、アルコールによる消毒をお願いします。
- (7) 講習時、定期的に換気を実施します。

◆ 講習中止の可能性について

今後の新型コロナウイルス感染症の状況によっては、講習が中止となる場合がありますので、ご了承ください。

申し込み済みの受講者の方へは個別に連絡いたします。